

忍野村ミニ農園利用者募集について！

令和8年度も「忍野村ミニ農園」を開園することとなりました。

毎日の暮らしに、小さな楽しみを。野菜づくり、始めてみませんか？ チャレンジしたい方は、ぜひご応募ください。

応募要領

農園の内容

- 場所 土手下地区（忍草1000-33・1000-40）／ファナック地区（忍草3474-1）
- 面積 1区画約50㎡（応募状況により調整）
- 区画 土手下地区32区画・ファナック地区48区画（応募状況により調整）
- 料金 農園の利用は無料（種苗、肥料、水及び耕作にかかる費用は、自己負担となります。）

貸付の条件

- 貸付期間中、忍野村に住所を有する者とする。
- 建物および工作物を設置してはいけない。
- 営利を目的として作物を栽培することをしてはならない。
- 世帯で農地を所有していない者を優先とする。
- 貸付農地を転貸してはならない。
- 通路に草、ゴミ等を出してはならない。
- 決められた区画番号以外に耕作をしてはならない。
- 他の借受者及び土地提供者に迷惑をかけてはならない。
- 一世帯の申込数は、一区画までとする。ただし、申込数が、応募を満たないときは2区画を限度とし、貸付けるものとする。

注意事項

- 両地区への応募はご遠慮願います。
- 応募後、忍野村が貸付条件等の審査を行い、審査結果については後日通知いたします。
- 申込が応募した数を上回る場合は抽選とします。

応募期間

- 令和8年4月6日（月）～4月10日（金）まで
（受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで、土日は受付を行いませんのでご了承ください。）

応募方法

- 下記申込用紙に必要事項を記入の上、申し込んでください。
（電話等による受付は行いません。）

申込先

- 忍野村役場 観光産業課 忍野村ミニ農園担当まで TEL 84-7794（直通）

※上記「応募要領」並びに裏面の「特定農地貸付規程」を必ず確認し、承諾のうえ、応募してください。
キリトリ線

忍野村ミニ農園申込用紙

私は、「応募要領」並びに「特定農地貸付規程」を確認し、承諾しましたので下記のとおり申し込みます。

氏名		携帯番号	(※必ず日中でも連絡の取れる番号)
住所	忍野村		
申込地区	土手下地区 ・ ファナック地区 (いずれかに○をしてください。)		
希望区画数	区画 (2区画まで)		

特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に忍野村が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、忍野村が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び忍野村が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、令和8年4月24日から同年11月9日までとする。
 - (2) 世帯で農地を所有していない者を優先とする。
 - (3) 1世帯の申込数は、1区画までとする。ただし、申込数が、応募に満たないときは、2区画を限度とし、貸付けるものとする。
- 2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- (1) 建物及び工作物を設置すること。
 - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (3) 貸付農地を転貸すること。
 - (4) 通路に草、ゴミ等を出さないこと。
 - (5) 決められた区画番号以外に耕作を行うこと。
 - (6) 他の借受者及び土地提供者に迷惑の掛かること。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、チラシ、HP、掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の概ね14日前から7日間とするものとする。

(申込の方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、第5条第2項の募集期間内に忍野村へ申請書を提出しなければならないものとする。

2 前項の申込をすることができる者は、貸付期間中忍野村に住所を有する者とする。

(選考の方法)

第7条 忍野村は、第6条の規定に基づき申込をした者の中から借受者を審査し、決定するものとする。

2 申込をした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 忍野村は、第1項又は第2項により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8条 忍野村は、貸付農地の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。

2 管理人は、忍野村役場観光産業課が行う。

3 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地の見回り並びに借受者に対する必要な指示

(貸付契約の解約等)

第9条 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき
- (4) 管理者の指導・助言に従わないとき

(貸付農地の返還)

第10条 借受者は、第4条第1項の貸付期間が終了したとき又は第9条による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。